

特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針(案)に関する御意見募集(パブリックコメント)について

令和5年2月11日
内閣府大臣官房
経済安全保障推進室

今般、特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針(案)について、下記のとおり、御意見を求めます。

記

1. 御意見募集期間

令和5年2月11日(土)から令和5年3月12日(日)まで(郵送についても、募集期間内の必着とします。)

2. 御意見募集対象

- ・特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針(案)

3. 御意見提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

○ ウェブサイトの場合

以下のURLより送信可能です。

https://form.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/opinion-0008.html

○ 郵送の場合

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房経済安全保障推進室 宛

※ 電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

4. 御意見提出に当たっての注意事項

- ・ 提出していただく御意見は、日本語に限ります。
- ・ 個人の場合は住所・氏名を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合等には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ・ 御意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付して下さい。
- ・ それぞれの御意見には、当該意見の対象である「特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針（案）」のページ番号等を記載して下さい。
- ・ なお、お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきますが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。